

經濟論叢

第六十三卷 第五・六號

社會政策の本質に関する再論……………岸本英太郎

因果性問題を中心とする
ウェーバー方法論の研究……………田中眞晴

農村における商品生産の變貌……………山崎武雄

京都大學經濟學會

因果性問題を中心とするウェーバー方法論の研究

田 中 眞 晴

Die kulturwissenschaftliche Erkenntnis in unserem Sinn ist also insofern an \approx subjektive \approx Voraussetzungen gebunden, als sie sich nur um diejenigen Bestandteile der Wirklichkeit kümmert, welche irgend eine—noch so indirekte—Beziehung zu Vorgängen haben, denen wir Kultur & Bedeutung beilegen. Sie ist trotzdem natürlich rein kausale Erkenntnis genau in dem gleichen Sinn wie die Erkenntnis bedeutsamer individueller Naturvorgänge, welche qualitativen Charakter haben.

(Max Weber, Wissenschaftslehre, S. 132)

一 序 説

ウェーバーの學問的生涯は略々前後兩期に分けられる。Zur Geschichte der Handelsgesellschaften im Mittelalter. 1889. に始まって一九〇〇年不眠症のためにフライブルク大學を辭するに至る期間に於ては、Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik. 1895. が經濟政策の價值判斷基準を論じた方法論的勞作である他はすべて内容内勞作である。之に反して、一九〇二年に始まる後期に於ては、方法論的研究と内容的研究が相互浸透的に進められ、後者は前者の成果を構成原理とすることによつて「ウェーバー的」と呼ばれる諸特徴を著しく帯びてくる。1)

私は本論に於て、ウェーバーの方法論的研究にとつて底礎的な問題であつた因果性の概念、就中因果歸屬 kausale

Zurechnung に視點を定め、第二節に於てはウェーバーの方法論に於ける因果性概念展開の前提となる若干の命題を概括し、第三節に於ては因果歸屬の方法論的構造を、第四節に於ては主著の一である「宗教社會學」Religionssoziologie に於ける因果歸屬の具體的適用を述べて、ウェーバーの具體的因果聯關把握の輪廓を明かにし、第五節に於ては以上と聯關しつゝウェーバーの方法論的構想の素描を試みて展望的考察部分としたい。このことは、別言すれば、先に「ウェーバー的諸特徴」と曖昧に名付けた所のものを、具體的因果聯關把握の面から若干解明する企であるとも言えよう。ウェーバー的諸特徴とは普通に「ウェーバー後期」の内容的勞作に對してなされる性格付けであり、それら諸特徴の成立がウェーバーの方法論的研究によるものであることは、漠然たる觀念としては夙に學界の常識であり、又それら諸特徴は沒價值性理論と理想型理論に集約されて、ウェーバー方法論の批判と反批判の論稿を數多く産み來り、又現に産みつゝある。因果性理論についても今迄論じられていぬわけではない。しかし之をウェーバー方法論の中核的な、或は基礎的な理論として論じたものは決して多くない。むしろ沒價值性・理想型理論の背後に押しやられてきたと云える。私は本稿に於て、因果性理論を中心にしたウェーバー方法論の私の理解の仕方方を述べたいと思う。この目的のためにも、又、ウェーバー方法論の彼の内容的勞作に與えた影響を、常識的な、部分的には固定觀念的な想念から、明瞭な認識にまで規定するためにも、本節に於てはウェーバーの前期（方法論的研究が本格的には、始まらぬ時期）の著作中から Die soziale Gründe der antiken Kultur, 1896. を取上げて、後論への前置きとする。

先づ内容を概述しよう。2)

ローマ文化は帝國瓦解の約一世紀前既に没落していた。問題はローマ文化黄昏の由來である。專制主義、奢侈と頹廢、人種の變質等の從來の説明に對して、ウェーバーは經濟的基礎から説明する。

古代文化は元來沿岸文化であり、國際的商業を有する都市が文化の擔當者であつた。しかしそれと共に自然經濟的農村が地方的下部構造をなしていた。この自然經濟的基礎の上に立つ流通の根は淺く、繼續的取引の對象となつたものは高級品の薄い層のみであつた。國際的流通に關係を有するのは大衆ではなく、所有階級である。所有階級は即ち奴隸所有階級であり、國際的流通は彼等の財産の増大に依存するのであるが、奴隸所有階級の繁榮は奴隸労働の増大は自給經濟的下部構造の増大を意味し、流通の *extension* を進展は、その *intensity* の喪失であらざるを得ない。中世から近世への發展に於ては、先づ都市の地方的經濟領域の内部に於て自由分業が *intensive* に進行し、次で地方際的分業と共に間屋制度・マニユファクチュアが、大衆の需要充足を商品流通圏に捲き込みつゝ發展する。然るに奴隸労働の不自分業に立脚する古代に於ては、國際的交易がオイコスを成長せしめ、それは地方的流通經濟からその母胎を剝奪するという過程をとる。

ローマは貴族の奴隸獲得への欲望を基軸として前三世紀以後海外へ發展する。更に内陸への進出によつて人口の重心は内陸に移り、奴隸所有と不自分業に基く土地貴族が文化の擔當者となり、奴隸労働の組織が帝國の經濟的下部構造として決定的な意義をもつに至る。都市に居住して政治的に活動し、投機的利得を涉獵する大土地所有者は *villai* (不自由たる奴隸監督人) をして土地を管理させる。經營形式は、穀物生産は少くとも一部は *coloni* (元來は自由民で土地を喪失せるもの) に小作せしめ、直營地は奴隸労働を以て高級作物の販路生産を行う。奴隸は奴隸兵舎 *Kaseme* に起居し、軍隊的組織に編成されて、私有財産のみならず家族の私有も許されない。それ故奴隸隊は自己

の勞働力を再生産し得ず、勞働力の維持は征服戦争によつて豊富且つ廉價に供給される奴隸市場に依存する。かくて、チベリウス・ハドリアヌス兩帝に於ける侵略戦争の停止はローマ擴大の終止符は、古代文化に奴隸文化の基礎に重大な轉換を強制せざるを得ぬ。侵略戦争の停止は奴隸市場を急速に枯渴せしめ、奴隸は勞働力再生産の必要上奴隸兵舎より引出されて家族の所有を許され、それと共に私的所有を容認せられて世襲的隸民となる。他方、元來は自由民であつた *coloni* は、勞働力缺乏の補填のために勞働關係を強化されて農奴えと落ちてゆく。それと共に、オイコス自家需要の分業的調達に向い、領主は帝國行政機構よりの獨立を計つて *status* を形成し、行政・司法權を握つて中世莊園の原形が生成する。オイコスの自給經濟化は都市に影響し、多くの中小都市はその經濟的母胎に周邊地方との交易關係を失つて没落する。ローマ帝國の内陸國家への轉換は亦國家財政に影響し、財政の自然經濟的要素は必然的に増して、現物收入・現物支出を主體とするに至る。しかし茲にローマ世界帝國の限界が現れる。廣大な帝國領土を統轄し、延々たる國境を守るに必要な官僚層と軍隊の維持は、現物支給の原則にも拘らず相當量の貨幣を必要とし、今や自然經濟に還歸しつつあるローマ經濟の負擔はその極限を超えた。領主は勞働力保持のために *coloni* からの徴兵に反對し、軍隊も亦事實上世襲的職業軍となる。蠻民に土地を貸與して軍務を負わすことも増大する。——かくて「帝國の崩壊は、流通の漸時的淨減と自然經濟増大の必然的政治的歸結であり、自然經濟的の下部構造にもはや適合しなくなつた行政機構、貨幣經濟的上部構造の脱落を意味するに過ぎぬ。」とウェーバーは結論する。

ウェーバーの方法論的發展を考察する上に種々の點で興味深い「古代文化没落の社會的根據」の中から、後論

えの連繫のために、本論の視點から見て特に注意すべき點として、豫め次のことを指摘して置こう。

(一) ウェーバーは「古代の没落」を何らかの法則的必然性として、發展段階說的世界公式に編入するのではなく、具體的因果聯關を辿つてゐる。

(二) 古代の經濟構造の特質を明らかにするために、中世→近代の發展と、古代→中世の發展が比較せられている。(そして、何故古代からは近代資本主義が成立し得なかつたか、という問題意識を含んでいる。)

(三) 分析は經濟的下部構造を中核として進められ、古代の没落は經濟的下部構造の變質による政治的上部構造の必然的崩壊である、と結論されている。

ウェーバー「前期」の勞作たる「古代文化没落の社會的根據」に見られるこれらの諸特徴が、方法論的研究の本格化によつて、如何に方法的に基礎づけられ、或は如何に發展若しくは修正せられて「後期」内容的勞作の「ウェーバー的諸特徴」を生ぜしめるか、それを具體的因果聯關の方法的省察に於て集中的に把えることが以下の課題である。

註1)

一九〇二年以前にもウェーバーが全く方法論に無關心でなかつたことは「國民國家と國民經濟政策」の著作に於ても知られる所であるが「前期」に於ても方法的關心は強い。認識を管性の領域に限定すべきである、という根本的態度と共に、リヒャルトを讀んで認識論に興味を持つてゐる。Marianne Weber, Max Weber, S. 216 ウェーバーの方法論研究の動機について Marianne, ibid., S. 272—273, 289, 319—323. 出口教授「經濟學と歴史意識」二九—三三頁。

2) 以下は M. Weber, Gesammelte Aufsätze zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, S. 289—311, によつて。歴史學派の古代經濟

史研究史上に於ける本論文の位置については、上原憲祿氏「獨逸近代歴史學研究」四四一六六頁、現在の古代史研究の水準から見て本論文の含む實證的疑點については井上智勇氏「ローマ經濟史研究」第一篇・第二篇參照。

- 3) 例えば「ローマ大土地所有者の「Typus」所有地經營の Idealschema Jhd. S. 286, 287. の如き理想型理論を豫想せしめる表現が介在する。

二 因果的認識に關する若干の命題

「文化科學的認識は、われ／＼が文化意義を與える事象に對して、何らかの——如何に間接的にでも——關係を有する實在の部分のみにかゝわる點に於て、主觀的諸前提に結びつけられている。」(この點は後論第五節に主として論ずる。)がしかし「それにも拘らず、文化科學的認識は、質的性格をもつ有意義な個性的自然現象の認識と全く等しい意味で、純粹因果的認識であることも勿論である。」——文化科學的認識は因果的認識である、と規定するとき、ウエーバーは因果性概念の省察を行はざるを得ず、そしてそれは彼以前及同時代の方法論的諸命題とのポレミイクの形に於て遂行された。

本節に於ては、「文化科學的認識は因果的認識である。」というウエーバーの命題に反するテーゼンの「方法論的清掃」の諸例を擧げて、ウエーバー自身の方法論的意圖への透視を試みよう。

(a) ……歴史に於ては人間——個人及集團——の行爲が入り込む。ドイツ歴史學派及歴史家の史學方法論に於ては、カントの *Kausalität durch Freiheit* の概念¹⁾が種々の形で取入れられて、「自然現象は因果律に従うが、人格の行爲は非合理的で、*unberechenbar* である。」(ツニクス)とされ、この *Unberechenbarkeit* は人格の尊嚴性の象徴であ

り、かゝる尊嚴なるものを對象とする所に經濟學の倫理的科學としての特性が求められる（シュモラー）。このよう
な考え方は當時のドイツに於てはむしろ一般的であり、デイルタイに於ても完全には克服されていなかった。2)

ウェーバーは自然現象の經過の因果的把握の仕方を檢證する。3) 嵐のために岩が落ちて無數の破片に散亂する
とする。その際岩はどんな形をした破片に、又どんなグループに分れて散亂するか、等の問が若し問題になれば、我
々の因果的欲求は、既成事實が我々の法則的知識に矛盾するものを含むようには思えぬという意に於て何ら *Empiric*
Method なるものを有せぬという消極的な判斷で満足せねばならぬであろう。サイを投げて五が上向くということに
ついても同様である。具體的過程の因果的説明にあつては、自然現象の場合でも必然性判斷の形式をとりうること
はむしろ例外的であり、天氣豫報の蓋然性はその事情を示す一例である。その點に於ては人間行爲の因果的説明と
異らぬ。却つて人間行爲は動機から理解しうることによつて、自然過程の因果的説明よりも特殊の満足を因果的欲
求に與える。ある經濟的變化の結婚數に及す影響を表す統計數字の *Reaction* は、我々自身の日常經驗によつて訓練
された想像力によつて、動機から積極的に因果的説明をなしうる。この集團的現象に於ても、實は、人間が一定の
境位に於て未來に關する配慮を持ち、諸般の情勢を考慮して行爲を決するという自由意志所有者であるからこそ、
豫測も亦可能となるのである。逆に人間に自由意志が缺如している場合には、その人間の行爲の説明に於て精神病
理學の法則の一例として把握しうるに止まる。（即ち自然過程の説明と同一になる。）

かくの如く「自由意志」の介在は、決して因果的説明に矛盾するものではなく、却つて因果的欲求に物殊の充足
を與えるものである。

(b)……自然科學Ⅱ因果論的研究、精神科學Ⅱ目的論的研究、目的論の逆Ⅱ因果論、シュタムラーはこの定式から

唯物史觀を克服しうるとする。4)

ウェーバーは目的と因果の關係に於ても、經驗的な論證しうる地盤でのみ取扱う。歴史の總體的過程を一定目的の實現過程とする把握方法は形而上的前提にとつてのみ可能である。ウェーバーは目的という概念を、經驗科學の領域内に於ては、事實上一定の個人又は多數人によつて抱懷せられてゐる「目的表象」の意味に限定する。それ故「目的とは一の行爲の原因となるような結果の表象」に過ぎない。それによつて一定行爲が起されるような一定結果の表象という意味の目的は、經驗科學的考察にとつて、その他の多くの原因と並んでの一の原因たるに過ぎず、因果論の逆目的論という素朴なテーゼは完全に排除される。(W.L.S. 183)

一七五六年のフリードリッヒ二世の行爲は、王の一定の目的と、王の當時の状態に對する洞察(知識)とを知り、王の行爲は王の目的を達成するために適當な手段であつたと我々が判斷する場合、王の行爲を「目的論的」に合理的であつたと云いうる。その際「王の目的」は、一定の歴史的結果に對して、諸他の原因——當時の國際狀態、王の用いた手段等々と並んで——一の原因として入り込んでゐるに過ぎぬことは明かである。

かゝる論據に立つて、ウェーバーはシュタムラーの「唯物史觀の克服」は方法論的誤謬であり、唯物史觀の「因果的把握方法」を正しいとする。

(c)……科學的認識の目標は法則體系の樹立であり、従つて文化科學の究極目標も亦法則體系の設定であるという確信は、古典學派及其の批判者を以て現れた歴史學派に共通な根本的通念であつた。ロッシャーは「Nebeneinanderに於てのみでなく、Nacheinanderに於ける法則の支配を、即ち現在の現象の法則的聯關のみならず、先づ歴史的過程の發展法則を確定すべきである。」と思つた。従つて世界史に於ける諸民族の發展過程の Parallelismen の發見が

認識目標となる。この把握方法が、歴史學派に於ける種々の發展段階説の方法論的基礎であることは周知の所である。(WL. S. 9-27)

ウェーバーは「かくして發見せられた Regelmässigkeit には先づ凡ゆる因果的明晰性が缺けてゐる」(WL. S. 12)と云う。世界史に於ける發展形態の中に規則性が發見されても、それだけでは「何故かくなつて、他とならなかつたか So-und-nicht-anders-Gewordensein の根據」という問の答を與えるものではない。史的認識は具體的な結果を、同じく具體的な先行様相 Konstellation から因果的に説明せねばならぬ。——こゝに我々は、先に掲げた「古代文化没落の社會的根據」に見られる第一の特徴が、發展段階説的範式とは無縁に、具體的因果聯關が遂求せられてゐるという事實であつたことを想起するであらう。

以上、因果的把握に於ける「方法論的清掃」を、自由意志と因果的説明、目的論と因果論、發展段階説と因果的説明の三つを例示として略述した。消極的には右の諸批判に於てもウェーバーの因果性概念が覗われるし、又彼の批判の對象となつたテーゼンが、彼の方法論的構想に部分として如何に生かされてくるかを検討する——後論第四・第五節に於て觸れる——ための前提としても右の中、特に(c)は留意されねばならない。しかし差當つては右の諸主張は「方法論的清掃」であり、文化科學的認識に於ける因果的説明の有するアポリアの認識と、そのアポリアの打開行として定立される特殊の方法論のカテゴリーの展開ではない。本節に於て覗われたウェーバーの執拗な、具體的因果聯關把握への鉤着が具體的因果聯關把握の方法論を如何に展開するかを次に述べねばならぬ。

註1) 「實踐理性は因果律に従ふ」 Kant, Kritik der praktischen Vernunft, Reclam's Ausgabe, S. 39.

- 2) W. Dilthey, *Einführung in die Geisteswissenschaften*, S. 12, 17.
- 3) 以下 W. L. (Max Weber, *Wissenschaftslehre*) S. 65—70 を據る。
- 4) シュタムラーに對してウェーバーは W. L. S. 133, 201ff, 556ff. に於て、法律の規範の論理的要請と、經驗科學的因果究明との原理的差異を論據として批判してゐる。
- 5) 函みにウェーバーは少年時代に「インドゲルマニア諸國民に於ける民族性、民族發展及び民族史に關する考察」と題して、このような發展段階説的法則を求めてゐると傳へられてゐる。Marrasse, *ibid.*, S. 49—50.

三下 具體的因果聯關把握の方法論的構造

因果性のカテゴリリは種々の認識部門に於て、それ／＼一定の意味に於て使用せられ、從つて又、同じく因果性という用語の下に異質的な内容が意味せられてゐる。今、因果性 *Kausalität* の意味を包括的に問うならば

(1) 因果性は、質的に異なる現象間の云わば動的な結びつきとしての作用 *Wirken* という思想を含む。

(2) 因果性は他方、規則との繫縛 *Gebundenheit an Regeln* という思想を持つ。

そして(1)、(2)は各々その一方を極限まで押しつめると他方は意味を失ひ消滅するという關係にある。量化的抽象化の極限としての數學的等式に於ては、即ち(2)の極限に於ては、作用・原因という(1)の因果性概念は意味を失つて姿を消す。逆に、時間 に於て在る世界過程の絶對的質的一回性及び世界過程のすべての斷片の質的獨自性が考察される場合には、即ち(1)の極限に於ては、(2)の規則の思想は因果性カテゴリリから消滅する。そして如何なる認識を以てしても包括し得ぬ具體的生起の無限性に對して、因果性カテゴリリの意味を確保せんとするならば「凡ゆる時間微分に於て、新しいものが、他様にではなく正にそのように、過ぎ去りしものから生起せざるを得なかつた」とい

う意味に於ける *Bewirkwerden* の思想のみが残されている。そしてそれは(1)の極限的意味であることは明かである。ところで、右の「新しきもの」が、かく生起せざるを得なかつた」という表現は、何らか積極的な、原因確定の操作の結果を云うものではないから、差當つて實は「新しきもの」が、かく生起した」という事實を意味するに過ぎない。即ち *müssen* という表現に附着して考えられる積極的認識を一切含まぬのである。

實在の質的なものを扱う認識部門——歴史(一般に文化科學)は之に屬する——はこの(1)の意味に於ける因果性カテゴリーを使用する。(W.L. S. 134-136)

こゝで我々は第二節(c)を想起しよう。ウェーバーは世界史に於ける發展形態の規則性の發見は、それだけでは「何故かくなつて他とならなかつたか」という間に答を得ず、この間に答えるためには、具體的結果を具體的先行様相から因果的に説明せねばならぬ、と規定していた。ところで、右述の如く、具體的生起の無限性に對しては因果性カテゴリーは、「作用及被作用の聯關を通じて、新しきものが、過ぎ去りしものから、かく生起した。」という立言を許すに過ぎぬとすれば、この具體的生起の因果性概念と、史的認識に使用される因果性概念とは、一體どのような關係に立つのであろうか。一見二律排反的なもの、伏在を豫感せしめるこの兩者の關係を分明にすべく、先づ、具體的生起の因果性概念(1)の極限的概念を今少しく規定しなければならぬ。一切の具體的生起に關して、われ／＼は「實際に生起する凡ゆる出來事 *Ereignis* は、それ以前に存在する諸關係の總體によつて惹起せしめられるのである。」(1)と言ひうる。事實、先行様相の極小の變化も、後續様相の何らかの變化を結果する以上、嚴密な「哲學的意味」に於ては、「ある結果の原因——この場合、云うまでもなく、普通には條件と呼ばれているものをも含む最廣義の原因——は先行様相の總體である。」という命題は完全に正しく、われ／＼の日常的判斷に於て、又史的認識

に於て、事實上行われている一定結果の一定原因からの説明¹¹因果歸屬は背理となる。何となれば、「決定的な」或は「根本的な」原因のみならず、「從屬的な」或は「偶然的な」諸條件のうち一つでも缺けたならば、否、全く原因として意識されぬような條件でもそれが缺けたならば、同一の結果は勿論生起しなかつたであろうから。嚴密な「哲學的意味」に於ての因果性と、日常的判斷・史的認識に於て慣用せられている因果的説明との間に、疑もなぐ一のアンティノミーが存在する。

「文化科學的認識は因果的認識である。」と規定し、而も具體的因果聯關の説明を斯學の中核的認識目標に置くウェーバーは、自己の携る科學の論理的性質に對する理解の獲得の爲に方法的究明を志した以上、このアンティノミーを、哲學的立場から日常的及史的因果歸屬の非論理性を貶黜するという方向に於てではなく、²⁾ 日常的及史的因果歸屬的方法論的特殊性を積極的に展開するという方向に於て打開しなければならぬ。従つてウェーバーは「實際には常に原因的諸要素の無限性が、個々の過程の生成をもたしたのであり、具體的形姿に於ける結果の生成に對しては、凡ゆる個々の原因的諸要素が不可欠なものであつたにも拘らず、具體的結果の具體的原因への歸屬は、一般に如何にして可能であるか。」(W. I. S. S. I.) という形に於て問題を提出する。

第一に注意すべきことは、歴史的認識に於ては、結果として表象せられるものは、前述の如き嚴密な「哲學的意味」に於てのあるがまゝのものではなくて、歴史的に無意味な側面を捨棄されたものであること、即ち結果とは、あるがまゝの事象の一定側面が「史的關心をひくもの」として抽象して表象せられたものである、という事實である。新カント派及その認識論に立つウェーバーの用語を使うならば、價值關係性による史的結果の抽象性である。

この史的結果の抽象性に基いて、無限の先行諸條件のうち史的原因となりうるもの、選擇が行われる。即ち「哲

學的意味」に於ける無限の原因的諸要素のうち、結果の史的關心をひく側面（Ⅱ史的結果）に對して因果關係を有するものゝみが史的原因でありうる、從つて、原因的諸要素のうち、どの部分が史的原因でありうるか、その部分を檢出することが史的因果歸屬の問題である。かゝる因果關係の發見は、史的過程の觀察によつては爲され得ない。

それは次の如き思惟過程をとらねばならぬ。原因的諸要素のうち、一又は數個の要素を除外又は變形して考へ——このためには原因的諸要素を要素又は要素群に分解 *analyse* することが前提となる——そして、かく變化せしめられた様相の下に於ては、史的结果は果して同一又は注目し値するほどの變化を受けるか、否か、を問わねばならぬ。そして、その缺如又は變形が、史的结果に全然或は殆ど變化を起さしめぬであろうと判斷せられる要素群は史的原因ではなく、反對に、その缺如又は變形が史的结果に顯著な變化を起さしめたであろうと判斷せられる要素群が史的原因としての資格を擔いうる。ウェーバーは、このような原因的要素の備い分けの判斷（Ⅱ因果歸屬）の基く範疇を、クリースより借用して客觀的可能性のカテゴリと呼んでいたのであるが、右に抽象的・論理的に論じたことを簡単な具體的事例に據つて具象的に説明しつゝ、客觀的可能性判斷の論理的特性の解明に及ぼう。

例はウェーバーがマイヤーとの論争に於て使用しているマラトンの戰の史的意義という問題をとる。マラトンの戰の史的意義がそもそも問題になるのは、ギリシヤ文化のわれ（Ⅲヨーロッパの文化人）に對して有する意味（文化意義）に基いてである。（價值關係性）このギリシヤ文化という史的結果に對して、マラトンの戰が史的因果關係に立つか、否か、ということがマラトンの戰の史的意義評量（Ⅱ因果歸屬）の問題である。マラトンの戰の史的意義を評量するためには「若しアテネが敗れていたら」という非事實的過程を想定せねばならない。そしてその想定の下に於て、（イ）神政的ペルシヤ文化がギリシヤ文化を撲滅していたであろうと判斷せられるならば、ギリシヤ文化と

いう史的結果に對して、マラトンの戦は大きな因果的意義を與えられ、(ロ)アテネの軍事的敗北にも拘らず、文化的にはギリシヤは現在われわれがギリシヤ文化として表象しているものに近似的な迄に、その諸特性を開花してゐたであろう、と判断されるならば、ギリシヤ文化に對してマラトンの戦は因果的意義を持たぬ。即ちマラトンの戦に因果歸屬されない。

さて、マラトンの戦が規定したであろう諸可能性について立言するとき、それは如何なる根據に立つてゐるのであるか。右の(イ)、(エ)、又はそれらの中間的狀態等の判断は、歴史的事實過程の一部變更(IIアテネ敗退)の想定下に於ける思惟構成體による判断であるが、決して空想的な推量に停まらず、先づ第一に一定の史料に基いて證明しうる事實の知識に依據しうること——自己の判断を他人に論證する場合には、それを示さねばならぬこと——は明かである。ペルシヤの政治形態と文化、被支配民族に對するその統治方式、マラトンの戦以前に達してゐたギリシヤ文化の發達程度、地中海地方の勢力分布等々の實證的知識を缺いては、アテネ敗退の齎したであろう可能性についての判断は不可能又は不確實になる。しかし、諸可能性の判断は、單に事實の知識に依據するのみでない。アテネの敗退が齎すペルシヤのギリシヤに對する政治的支配が、どのような経路をとつて、經濟的・文化的な支配に至り、それに對してギリシヤ側が如何なる反應を示すか、という想像は、事實の知識に依據し、他面、既知の經驗的法則、殊に一定境位に於て示すを常とする人間の態度 *Verhalten* の規則性 *Regelmässigkeit* に關する法則的知識を利用してゐる。

アテネ敗退という非事實的過程の想定にも拘らず、その想定の上に行われる可能性判断が客觀性を有しうるのか、かくの如く事實の知識と法則の知識に依據しうるからであり、後者の豊富・確實さが、可能性判断の確かさを保證

することに基く。マラトンの戦の史的意義について疑義が生じ、論争が行われる場合には、自己の可能性判断の正しさを論證せんがためには、必ず右の如き事實の知識と法則の知識に論據が置かれ、その時、自らの判断の依據する知識の性質が明瞭になるであろう。右の可能性判断は、かくの如く事實の知識と法則の知識にその客観性の保證をもつという意味に於て、客観的可能性判断 *objektives Möglichkeitsurteil* と呼ばれる。

さて、客観的可能性判断の客観性(確かさ)が、事實の知識と法則の知識に依據することから、客観的可能性判断が必然性判断でなく、蓋然性判断であることが明かである。事實の知識の理想的完全性に於ても、具體的状況の生成は、經驗法則知そのもの、性質よりして(本節註3参照)必然性判断の形式を以ては判断し得ぬ。先の例によれば、「アテネの敗退は神政的、パルシャ文化の支配を結果せざるを得なかつた (*Gefallen*)」ではなく、「その大なる可能性があつた。」という論理的形式をとる。4)

次に、因果歸屬に對して今一つの重要な概念である適合的及偶然的聯關の概念を、ウェーバー自身の依據するクリースが用いている簡単な日常的判断の例によつて明かにしよう。

次の如き二つの場合を想定する。

A 馭者が眠つて道を誤り、旅人が雷に打たれて死んだ。

B 馭者が眠つて馬車が顛覆し、旅人が死んだ。

A の場合でも、若しも馭者が眠つていなかつたならば、落雷の時馬車は落雷地點以外に在り、従つて旅人は死ななかつたであろう。その意味に於てAの場合に於ても馭者の眠りは旅人の死の原因であつた。しかしA・Bの間に

は次の如き相違がある。即ち馭者の眠りは必然的に馬車の顛覆を惹起するものではないが、多くの場合に於て馭者が眠らない時よりも眠つた時の方が馬車の顛覆が起り易いということを我々は知つてゐる。それに反して馭者が眠るといふことは必然的に旅人が雷に打たれるといふ事件を惹起せぬのみならず、多くの場合に於て、馭者が眠つた時の方が、眠らぬときよりも、旅人がヨリ雷に打たれ易いとも我々は考へない。このような一般的「經驗法則」に基いてわれ／＼は、馬車が顛覆して旅人が死ぬといふ結果に對して、馭者の眠りは助成的事情 *begünstigender Umstand* であるが、旅人が雷に打たれて死ぬといふ結果に對して馭者の眠りは助成的事情ではないと云いうる。5)

甲を乙の適合的原因 *adäquate Ursache*

乙を甲の適合的結果 *adäquate Folge*

と呼び、兩者は適合的聯關に立つと云う。甲が乙の助成的事情でない場合には

甲を乙の偶然的原因 *zufällige Ursache*

乙を甲の偶然の結果 *zufällige Folge*

と呼び、兩者は偶然的聯關に立つと云う。6) 然らば右の例に於てAの場合には偶然的聯關であり(馭者の眠り||偶然的
原因、旅人が雷に打たれたこと||偶然的結果)、之に反してBの場合は適合的聯關(馭者の眠り||適合的原因、馬車の顛覆||適合
的結果)であることは明かである。

適合的及偶然的聯關の概念は、明かに、具體的因果聯關把握の方法論的認識に於ける一步の前進である。單に(先
のマルトンの職の例に於ける如く)、先行様相の一部變更の想定下に於ける想像像の構成による客觀的可能性判斷のみで

は、Aの場合でも、Bの場合でも、馭者の眠りは旅人の死の原因と云いうるに過ぎず、常識的にも漠然と感じられるA・Bの因果關係の相違を規定することは出来ない。然るに適合的及偶然的聯關の概念を導入することによつて、A及Bという一同的事象に於ては、明かに何れも馭者の眠りが原因であつたに拘らず、一般の場合の考察（即ち經驗法則知えの依據）に基いて、兩者に於ける因果聯關の親疎性の差異という點から兩者を性格付けうるのである。

要約しよう。ウェーバーが具體的因果聯關の把握を文化科學的認識の中核に置いたとき、そこには「原因總體性」のアポリアがあつた。この哲學的意味に於ける「原因總體性」と日常的及史的認識に於ける因果歸屬の間に介在するアンティノミーを、ウェーバーは「原因總體性のアポリアにも拘らず、個別的結果の個別的因えの因果歸屬は、一般に如何にして可能であるか。」という極めてカント的な問題提起によつて打開しようとする。そしてこの問題立てに應じて、先づ第一に、結果概念の精密化（價值關係性の認識）がなされ、之に基いて先行様相總體中から原因部分と非原因部分との篩い分けが客觀的可能性のカテゴリーに據つてなされる。その手続きは

(i) 先行様相を分解して要素・要素群とする。

(ii) その各々の要素又は要素群が結果に對して如何なる關係に立つかを問う。即ち「若しその要素（群）が缺如していたら（或は、變つていたら）」という假定法過去完了の形に於ける問を提出する。

(iii) その間に、存在の知識と經驗法則を動員して答えること（客觀的可能性判斷）によつて原因部分と非原因部分が篩い分けられ、因果歸屬が行われる。

更に、具體的事實の一同性に於ては、同じく「原因」であるものも、他の多くの場合の考慮（『一般的經驗法則えの

依據)によつて、適合的及偶然的原因という資格づけをなされる。以上のことを右には最も簡單な例によつて説明した。7)

我々が日常的判断に於て、又史的認識に於て、一定結果の一定原因への歸屬を行うとき、このような原理を一々反省しているわけでは決してないし、又その必要もないであろう。しかし疑問の場合、論争の場合に、自己の行う因果歸屬の妥當性を主張するためには、必ず、客觀的可能性のカテゴリーに於て論證せねばならず、事實又そうされてゐることも少しく反省すれば明かになるであらう。そして、このような場合に、今迄潜在的であつた具體的因果聯關把握の特殊の認識論的構造が顯在化してゐるのであり、批判主義的立場に立つウェーバーの方法論にとつては、その認識が極めて重要な問題なのである。

具體的因果聯關把握の認識論——方法論的構造を本節に於ては極めて簡單な例によつて示したが、果して右に述べた如き因果歸屬の原理は、かゝる簡單な事象の認識に限らず、文化科學者としてのウェーバーの内容的勞作に於て驅使出来るものであつたか。8) 換言するならば、ウェーバー「後期」の内容的勞作は、具體的因果聯關把握の面に於ては、方法論的研究によつて如何に浸透されてゐるか。これが次に答へらるべき課題である。私は彼の主著の一たる「宗教社會學」の構成原理を尋ねることによつて、この課題への解答を試みた。

註1) J. von Kries, Über den Begriff der objektiven Möglichkeit 1898, S. 4 尚、以下本文の叙述は概ねウェーバーの Kritische Studien auf dem Gebiet der kulturwissenschaftlichen Logik, 1905 (WVL, S. 215—280) に據る。

2) 例えはリマックルトに基いて個性的因果性を論じている Sergius Hesse, Individuelle Kausalität, 1909 (Kant-Studien, Einzangabe, No. 15) は因果性の二義から出發してゐるが (Ibid. S. 3—10) 價值哲學的論議に終始し、哲學的立場から日常的・史的因果歸屬の非論理性を駁論するといふ結果に終つてゐる。(Ibid. S. 36ff) ウェーバーの方法論研究の意欲の在り方と

對照すべきである。

- 3) Erfahrungswesen は、われわれの日常的經驗、自己及び他人の態度・行爲の觀察を中核として知られるところの、因果的關係を明晰には規定せられていぬが、可成りの程度の經驗的妥當性を有する法則知であり、各人、廣狹・深淺の差はあれ、皆が知つてゐる「書かれざる法則」である。「一般にかく／＼のことがあれば、かく／＼のことが起るものだ。」という程度の法則知であり、(後論「適合性」の概念參照)心理學的法則に對して *sozialpsychologisch* とも云われる。(Wl. S. 114, 277) かくる日常的經驗知を越えて、方法的勞作の上に獲得さるべき法則性の知識も、具體的因果聯關把握に有效な手段となる限りに於て勿論使用せられる。しかし、それは經驗的法則知の集積内の飛地をなすに過ぎず、心理學的法則體系を完備して、そこから演繹的に經驗的法則が形成されねばならぬ、ということを含く意味せぬ。(Wl. S. 114)
- 4) 次に説明する概念を用いれば「ギリシヤ文化の滅亡は、マラトンに於けるアテネ敗退の適合的結果であつたらう。」と云い得る。
- 5) 尚、われわれは「助成的事情」の反對概念として「それがあるために一定結果が起り難くなる」と考えられる事情を「阻止的事情」*hemmender Umstand* と名付け得る。従つて一定結果に對する關係に於て、助成的・中性的・阻止的の三事情に分け得るが、その各々が程度差をもつものであることは明かである。
- 6) 5) に基いて、阻止的因果聯關という概念を加え得る。
- 7) 具體的因果聯關の問題に關聯して、というよりむしろその重要な部分として理想型理論、殊に合目的行爲の *Denkungschema* と經驗法則の關係 (Wl. S. 126-132) に及び、ウェーバー社會學の概念構成を論ずる必要があるが、後論第五節に若干觸れる他、本論の構成上割愛する。本節の論點に關聯し、又この點で本節を補うものとして邦語文獻では、出口教授前掲書五九—七二頁、青山教授「ウェーバーに於ける近代資本主義の概念」(マックス・ウェーバー研究 I 六三—八〇頁)、「マックス・ウェーバーに於ける理解及び理想型 (I)」(社會科學評論創刊號一七一—一八八頁) 小松盛太郎氏「マックス・ウェーバー社會科學方法論」九〇—九六頁にそれ／＼論じられて居り參照させていた。例えはベストの流行が英・佛の農奴解放に與えた影響の檢出、という如き種類の問題に對しては、本節に述べた客觀的可能性のカテゴリーが極めて有効にすぐ使えることは明かである。ベストの流行がなかつたとしたら、という想定に立つ客觀的
- 8)

可能性判断に基く想像的經過像と、ペストの流行があつた事實的經過との比較によつて、ペスト流行の、農奴解放に對する因果的意義が明確になる。ペストの流行が無かつたとしても、多少の時間的ずれが生じる他、農奴解放は問題的諸點に於ては同一過程をとつて行われたであらう、と判断されるならば、ペスト流行は、社會經濟的構造の外部からのものであるという意に於て偶然性であるのみならず、農奴解放に對する因果的意義を僅少にしか、或は殆んど持たぬという意に於て「偶然的なもの」と云いうる。尙、大塚教授「近代歐洲經濟史序説(上卷)」第一篇には世界商業戰のヘゲモニーの歸趨と毛織物工業の生産力との因果聯關が、客觀的可能性のカテゴリーを使用することによつて明晰にされている。(同書第一篇、殊に六〇—六一、一三九—一四〇頁參照)

四 「宗教社會學」に於ける因果歸屬

「近代ヨーロッパ文化世界の子は、正に西洋の土壤の上に、そして此處にのみ、ともかくも——少くとも我々はそう思いたがるのであるが——普遍的意義と妥當性を有する發展方向にあつた文化諸現象が出現したということは、如何なる諸事情の連鎖 Verkettung von Umständen が然らしめたのであるか、という設問の下に普遍的問題を不可避免的に、そして正當にも取扱うであらう。」¹⁾という句を以て宗教社會學の序文は始まる。科學・藝術・專問官吏・議會等に於ける西洋の特殊的に合理的な特性が列擧された後、近代生活の最も宿命的な力「近代資本主義について語られる。形式的に自由な労働の合理的・資本主義的組織は近代西洋に特有であり、そして、この形式的に自由な労働の合理的・資本主義的組織の故に、それに特殊な問題」社會主義も亦存在する。従つて文化の普遍史に於ては、中心問題は自由労働の合理的組織を有する市民的經營資本主義の成立である。或は文化史的に云うならば、勿論資本主義的労働組織の成立と密接に關聯するが、それと同一ではないところの西洋市民層とその特性の成立である。

市民的經營資本主義は、技術・法律・行政の西洋に特殊な合理化の基盤に育成された。合理化は、種々の生活領域に種々の仕方にて、凡ゆる文化圏に存在して來た。それ故、西洋的合理主義、そしてその内部では近代西洋的合理主義の固有の特色を認識し、その成立に於て説明することが先づ問題となる。かゝる説明の試みは、經濟の基礎的意義に對應して、先づ何よりも經濟的諸條件を顧慮しなければならぬ。しかし又それに對する逆の因果關聯を無視して置くことも許されない。何となれば經濟的合理主義は、合理的技術・合理的法律に依存すると共に、その成立に於ては一定種の實踐的・合理的生活一般への人間の能力と性向に依存するが故に。この實踐的・合理的生活態度が心的性質の諸阻害によつて妨害せられたところでは、經濟的に合理的な生活態度の發展も亦容易ならぬ内的抵抗に遭遇した。魔術及宗教的諸力と、それらへの信仰に基く倫理的義務觀念は、過去に於ては生活態度の最も重要な形成的諸要素に屬した。この魔術及宗教的諸力とそれらへの信仰に基く倫理的義務觀念について以下の論文は語る。——ウェーバーはかく述べた後、彼の宗教社會學的諸研究の中心的課題を、諸他の經濟倫理に對して西洋の經濟倫理の有する固有性の因果歸屬であると宣明する。

「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」「プロテスタンティズムの諸宗派と資本主義の精神」の二論文に於ては

宗教的信仰内容↓經濟倫理（エトス）

という一面の因果關係が、禁欲的プロテスタンティズムと近代的經濟エトスとの關聯の把握に於て遂求される。この二論文に續く「世界宗教の經濟倫理」の諸論文に於ては、最も重要な文化諸宗教について、

宗教的信仰内容↓經濟及其の擔い手たる社會層

という相互的因果關係が検討せられるのであるが、その因果聯關遂求の指標は、更に分析さるべき西洋の發展との比較點を見出すことであり、「かくしてのみ、西洋の經濟倫理に、諸他の經濟倫理に對立して固有なる諸要素の、可成り明白な因果歸屬 *die einigermassen eindeutige kausale Zurechnung* を企てた。」(Ibid. S. 12-13)とウェーバーは云う。

一定の宗教は一定の社會層と適合的な關係をもつ、2) そして、宗教は種々の要因によつてその性格を規定せられるのであるけれども、一度び宗教的に成立した世界觀は、人間の生活態度の一の重要な規定的要素となり、3) 謂わば、それ／＼特定の人間類型を鑄出する働きをする。すべての人間の理解を超越し、永遠の昔以來、各人の運命を決定するという神の觀念を有する禁欲的プロテスタンティズムは、自己の救拯の確かさの明證を不斷の世俗内の職業勞働への精勵に求め、組織的生活態度に生きる人間類型を、發展法則的必然性として産むのではないが、それへの適合的原因であり、かゝる人間類型の誕生は十六・七世紀ヨーロッパに於て現實化した。そして職業を使命と感ずる人間類型が、職業への忠實さ、という點に於て、その禁欲的生活態度に於て、近代資本主義成立の適合的原因となる。之に反して自らを「神の容器 *Geßes des Gottes*」と感ずるルツター及その後繼者は、神に憑り受動的性質と情感的敬虔性の故に、自らを「神の道具 *Werkzeug des Gottes*」と感ずるカルヴィニズムとは異つて、世俗的・實踐的生活態度誕生への適合性、従つて近代資本主義成立への適合性を持たぬ。狂躁的祭典・儀禮的祭祀・神祕的瞑想等も總して實踐的・合理的なる生活態度の育成に阻害的である。

—— 龐大な資料に基き、理想型的概念の驅使の上に建てられた宗教社會學の解説に立入ることは勿論、その骨核的な基本的諸概念の略説も、本論の紙量を遙に超えるものとして斷念せねばならない。こゝでは、宗教社會學の構

成に於ける史的因果把握の方法論的特性を、第一節末尾に集約した「古代文化没落の社會的根據」の方法論的特性と概括的に對比することによつて、序説に述べた本論の課題に答えたい。

(一)「古代文化没落の社會的根據」に見られた第一の特徴は、發展段階説的範式への編入ではなく、具體的因果聯關を遂求するという點であつた。宗教社會學が、それに收められた諸論文の共通的中核目標として「西洋の經濟倫理に、諸他の經濟倫理に對立して固有なる諸要素の、可成り明白なる因果歸屬。」を定立しているということのみでも、具體的因果聯關の把握が、「前期」よりも、ヨリ意識的に認識目標とされていることが明かである。

第三節に具體的因果聯關把握の方法論的構造を論じた時、因果歸屬は先行様相を分解して、分解せられた要素群の各々が結果に對して、どのような關係に立つかを問うことによつて行われることを論じて置いた。市民的經營資本主義という歴史的結果に對する先行様相は、序文に於て見られる通り、法律的・技術的・精神的・經濟的等の諸要素群に分離して、如何なる形態の法律が資本主義成立に適合的であるか、等々の設問を發することによつて先行諸要素の資本主義に對する適合性を檢出し、因果歸屬が行わるべき構成を豫想している。このような構成より來る結果として、發見せられた原因要素は「たゞ一つの、しかし明確に辿りうる原因」という方法論的自己限定を繰返して受けているのである。4) (適合性の概念が驅使されていることは右に略述したから再説の要はなく、客觀的可能性のカテゴリーについては(二)に觸れる。)發展法則的・總體的把握が拒否せられるのは當然で、例えば、「プロテスタントの禁欲がその生成と特性に於て經濟的條件から影響されること」は當然承認されるが「宗教改革は歴史發展的に必然なものとして經濟上の推移から演繹しうる」という見解は斷乎として拒否される。5) 云う迄もなく前者は因果歸屬的方法を豫想し、後者は發展法則的把握法である。——要するに、具體的因果聯關

の遂求は「前期」「後期」を貫くウェーバーの把握法であり、後期に於ては、それが方法的省察を通して、より意識化され、方法的的研究の成果たる概念（例えば「適合性」）の驅使によつて精密化している。

(二) 「古代文化没落の社會的根據」の第二の特徴は比較を通じて、古代の經濟構造の性質を明かにしているという點であつた。宗教社會學は序文に見られる通り、比較的方法を不可缺の構成要素としている。

比較のために、カリスマ・傳統主義・官僚制支配等々の理想型的概念が使用せられて、種々の社會の諸側面が特性づけられる。しかし、それは時處を異にする諸社會の全面的理解とか、各個の社會の發展過程の描寫という如き目的のためではなく、比較を通じて西洋の經濟倫理に特有なる性質の因果歸屬を行わんが爲であり、而もその特有なる性質とは、近代資本主義の成立に對する意義の點から見て重要な性質なのであり「何故西洋近代に於てのみ市民的經營資本主義が成立したか」という設問への答えの道を根柢に於て意圖するのである。

中國にしても清朝に於ては、近代資本主義の成立に有利な、即ち適合的な經濟的諸條件は存在した。然るにその經濟的可能性が現實性に轉化しなかつたのは何故であるか。この間に對してウェーバーは、唯一のではないが、しかし明瞭に遂跡しうる原因として、中國の官僚層 *Liencrantschicht* (讀書人層) の生活態度を擧げる。中國社會の支配の構造上に占めるその位置と、中國の社會的・經濟的情況によつて規定られた讀書人層の *Interessanlage* (關心情況) は、それに適合的な儒教倫理の滲透によつて、讀書人層の傳統主義 *反近代資本主義的エトス* を形成する。7) それに對して、近代資本主義の生活態度と適合的な聯關に立つプロテスタンティズムの宗教的意識内容が、かゝる比較を通して近代資本主義の成立に對する原因として浮び上らせられているのである。私見によれば、かゝる比較的方法是第三節に述べた客觀的可能性のカテゴリの一適用である。プロテスタンティズムの倫理が

近代資本主義の精神と適合的關係にある、と云うのみでは未だその因果的意義は判然せぬ。「プロテスタンティズムの倫理が若しなかつたとしたら」という假定に對して「然らば、近代資本主義は成立しなかつたであろう。」と答えて始めて、その因果的意義の決定的重要さが證明される。この假定法過去完了の部分に「經濟的には有利な諸條件が存在したが、エトス的には阻害的であつた」中國清朝の状態により代置するという意味を、右に略説した比較は持つのであり、これによつて、プロテスタンティズムの倫理、從つて又その宗教的意識内容の、近代資本主義成立に對する因果的意義の大きさを索出せんとするのである。

更に、この場合、次のことが注意されるべきである。特定結果を、具體的様相の一定要素に歸屬せんとするとき、具體的様相中の、他の時處の諸具體的様相と共通なる諸要素は、客觀的可能性のカテゴリーによつて不可缺的要素と認められても、特殊決定的要素とは認められぬ。比較的方法は、共通の諸要素を指摘することによつて特殊決定的要素を剔出するのである。客觀的可能性判斷のみを以てしては、一定結果の生成に對して多くの要素が「不可缺」「不可缺」……と並列的に原因資格を獲得するであろう。然るに比較的方法は、不可缺原因群のうち、何時・何處にでも存在する原因的要素(群)と、その場合に特殊的に存在した原因的要素(群)とを判別することによつて、後者を特殊決定的原因と規定しうる。従つて、右に、比較的方法が、客觀的可能性カテゴリーの代役として、プロテスタンティズムの倫理(宗教的信仰内容)の、資本主義成立に對する因果的意義の大きさを索出すると述べたが、實は、比較的方法のかゝる特性を通じて、その特殊決定的原因性という謂わば質的な性格づけを同時に遂行しているのである。8) ——比較による特質づけは、理想型の使用によつて明確化され、因果歸屬を明確に行うための重要な手段となり、殊に特殊決定的原因索出の方法となつてゐる。

(三)「古代文化没落の社會的根據」の第三の特徴は、經濟的・下部構造を中核とする分析であり、古代の没落は「經濟的・下部構造の變質による政治的・上部構造の必然的崩壊」と結論されていることであつた。宗教社會學は、經濟を捨象するものでは決してない。しかし經濟は、行政機構・法律・精神的狀況等と共に、重要な「要因」として考察されるのであり、古代文化没落の社會的根據との間に、手法の相違を認めようと思う。宗教社會學の分析は「支配と宗教」という上部構造を中心とする。そして(二)に於て見た如く、近代資本主義成立の特殊的原因要素としての禁欲的・エスタの剔出のために、經濟的諸條件が、西洋近代の資本主義の胎生期と中國清朝とに於て、近代資本主義成立の適合性という點に於て類似的であるという指摘さえなされているのである。(註)參照

——具體的因果關係の把握が下部構造を中核とすべきか、上部構造に焦點を置くべきか、それはマルクスの場合の如くに内容的分析の方向を史觀的に規定する方法論とは異つて、認識の論理的性質を問題とするウェーバーの方法論からは論理的に解答し得ぬ。具體的因果關係の把握は、方法論的には兩者を等分の可能性を開いている。そして宗教社會學に於けるウェーバーの分析は後者に力點を置いて行われたのであつた。

以上三點に要約して「前期」の「古代文化没落の社會的根據」と「後期」の「宗教社會學」の特徴を、具體的因果關係把握の方法を中心として對照した。具體的因果關係の把握が、方法論的研究に媒介されることによつて著しく意識化・精密化していることが明かである。右の(一)・(二)は之を示す。之に反して、(三)に述べた、分析中心點の移行は、方法論的・實證的批判の意圖と、その妥當性を問うという最も根本的な問題が豫想せられるであらうが、本論はこの問題を全

く断念する。)

これらの諸點を伏線としつゝ、私は次に、ウェーバーの方法論的構想を素描し、それを通して、若干の展望的考察を行った。

註1) Max Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, I, S. 1. (以下、G.A.R.と略す)

2) G.A.R., S. 274—275. その他の諸項が略述されてゐる。又新教と適合的な社會層の指摘は *ibid.*, S. 143 (梶山氏譯「プロテスタ

ンティズムの倫理と資本主義の精神」一七六頁)、S. 194, 195. (邦譯二二一、二二二頁)

3) G.A.R., S. 249—252. 以下の敘述は *ibid.* 237—275.

4) G.A.R., S. 82—83, 205—206, 238—239, 335—336. 等々、論究の出発點に於ける論點の限定性と、終點に於ける、發見せられた原因の意義の限定性の明示は特徴的である。このことは先の「序文」に於ても十分覗われるであらう。

5) G.A.R., S. 83, 203 (邦譯九八、二四七頁)

6) G.A.R., S. 283—275. に簡単な説明がある。

7) G.A.R., S. 340—348, 5, 211. もつとも、「儒教と道教」は、このように概括しきれぬ分析を含むのであるが、この點に最も力點が置かれてゐると云ふらう。ウェーバーの中國理解を「經濟と社會」を中心として述べたものとして、青山教授「ウェーバーのシナ社會觀序説」(「東光」四、六號)

8) 「儒教と道教」の結論部分では「西洋に比して資本主義の成立を外的に促進する種々の事情 *begünstigende Umstände* にも拘らず(封建的及び莊園領主的拘束及び、西洋に類型的な、財流通を阻害する凡ゆる種の獨占の大部分の非存在がそれに數えられている)中國には資本主義は成立しなかつた。」「中國に於ける資本主義の成立に阻害的たり得、又阻害的ならざるを得なかつた諸事情のうち、多くは、西洋に於ても——而も正に近代資本主義の決定的形成の時代に於て存在した。支配者階層及び官僚階層の家産制の特徴、貨幣經濟の跋扈・未發達がそれである。」(G.A.R., S. 335—336)

比較的方法は先に述べた如く、共通的要素を指摘することによつて特殊的要素を剔出する。第二節(c)に於て、ウェーバーが

Parallelismen の發見を史的認識目標とすることを、因果的説明でない、という理由によつて拒否することを述べたが、こゝに於て Parallelismen の發見は、特殊的原因要素索出のための手段として使用されるのである。やゝ大きな表現ではあるが、右の場合經濟的狀態が、かゝる特殊的原因要素索出のために Parallelismen の役割を果している。Parallelismen の索出手段 heuristisches Mittel としての機能については W. L. 12—14.

五 展望的考察

「文化科學的認識は主觀的前提に結びつけられているのであるが、それにも拘らず因果的認識であることも勿論である。」——前節まではこの句の後半（「因果的認識」）について、その方法論的構造と、内容的研究への適用を中心として概説した。本節に於ては、既に若干の關説はしたが（第三節參照）論究の焦點としては未だ取上げなかつたこの句の前半部（「文化科學的認識の主觀的前提」）を中心として、若干の展望的考察を試みよう。

ウェーバーは社會科學の課題として、

(一) (假設的) 法則・因素の定立

(二) 右の(假設的)法則・因素體系を用いて、現實の具體的状況を秩序的に敘述し、現實の意義の根據と態様を理解せしめる。

(三) 現在にとつて意義ある個性的諸特性を過去に追跡し、先行様相から歴史的に説明する。

(四) 可能な未來様相の豫想。

因果性問題を中心とするウェーバー方法論の研究

第六十五卷 一八七

第五、六號

四七

を擧げている。1) 先づこれら四課題の聯關の仕方把えよう。

(A) … (一) に云う (假設的) 法則・因素の定立とは、ウェーバーはその内容として、理論經濟學的法則及社會學的諸法則體系を意味していると考えられる。それらが、嚴密な意味に於ては現實的に存在せぬ假設的境位の構想の上に、種々の可能的諸場合を極限的に表現する思惟構成體 (I 型) であるとウェーバーが指摘していることは周知の所である。ウェーバーは之を *Kausal* と名付けている。注目すべきことはウェーバーがカズイステイクの構成を準備勞作 *Vorberei* と規定してゐることである。何故か、それは彼によれば、如何なる法則體系からも現實は演繹され得ず、法則的認識は現實の認識と異り、殊に法則は現實の意義を語るものではないからに他ならない。然るに社會科學的認識は現實の意義の根據と態様の理解を得しめるものでなければならぬ。ところで、現實の意義——それは社會科學的問題たる限り、現實の歴史的・社會的に特殊な意義であるが——が一切の科學的操作を媒介せずして直接的に自明なるものではない。先科學的に確に人間は現在の境位に對して問題意識を持つ、しかしそれは情感的的印象性や、特に自己の周圍の局限性に纏綿せられ、殊に決定的な點として、現在の境位と他の時處とに共通なるものと、現在に特殊なるものとを判別し得ず、從つて未だ現實の歴史的・特殊性的認識ではない。現實の歴史的・特殊性的認識のためには、現在の様相を他の時處の諸様相と比較することによつて (第四節參照) 現在の境位の歴史的・社會的様相の特殊性を明確に剔出せねばならない。即ち現在の境位の特殊的意思性 (II 價値關係性) に注目して、存在の總體という意味の現實からは遠ざかりつゝ、歴史的個體が構成されねばならぬ。歴史的個體は具體的様相の諸聯關の個性的な構成體として、それ自身一義的に規定せられた理想型及概念を使用して構成される。それ故これら歴史的個體の部分的要素となる理想型及概念の體系 (II カズイステイク) の構成 (I) が手續きの上から云へば、

歴史的個體形成の前提であり、従つて現實の意義の明快な把握の前提となる。しかし、カズイステイークの設定は、意味的には、現在の境位にカオティッシュな問題意識を持つ人間が、自らの問題意識のカオス的性格を、現在の境位の歴史的意義と、その根據（Ⅰ因果的被制約性）の認識に迄結晶せしめんとする中核的認識目標（Ⅱ）達成のための補助手段として要請せられるのである。2)

(B) … (三)の課題が(二)の成立を前提することは明かである。現在にとつて意義ある個性的諸特性を過去に追跡し、先行様相から歴史的に説明するとは即ち *So-mit-nicht-anders-Gewordensein* の根據を問う問題であり、歴史的因果歸屬の問題として、その方法的構造は第三節に、内容的勞作に於ける活用は第四節に既述したから再説の要はないであろう。「可能な未來様相の豫想」という(四)の課題は(三)と略々同一の構造を有つ。未來への豫見とは、現在の境位のわれ／＼にとつて特に問題的な諸特徴が、未來に於ては如何に展開・變化し、如何なる新な諸特性が出現しうるかを、現在の具體的状況を基點として、具體的因果關聯把握の機構を、未來に向つて働かすことである。3)

(第二節(B)及び第三節参照)

ウエーバーの擧示する社會科學の四課題の右の關聯づけから注目すべきことは、社會科學的認識の中核目標が、(一)及び(二)を基點として遂行さるべき(三)・(四)——兩者の間に論理的前後關係はない——に置かれていることである。(一)以下の遂行の論理的前提となる(二)の構成は、現實の意義の明晰な理解と、その因果的被制約性の認識の爲に要請せられるのであり、又歴史的因果歸屬に役立ちうるか、否か、という點を頭慮して形成せられるのであつて(註3)参照)論理的に(二)以下に先んじて形成さるべく、而もそれ自體が中核的認識目標でないという意に於て *Vorarbeit* とウエーバーは規定するのである。4) ——ウエーバーの方法論的構想が、社會科學の歴史的科學性を

志向することは明かであらう。

さて、上述に於て屢々使用した「意義」という言葉をウェーバーは「文化意義」という表現と共に、それと同意味に用いている。ウェーバーの方法論的研究が當時のドイツ哲學、就中リツケルトを起點として行われたことは周知の通りであり、「文化意義」を一定の現象に認める、とは、直接にはリツケルトに於ける文化科學成立の原理としての一定對象の一定價值への關係付け *Verbeziehung*——從つて認識對象は *Wertesgegenheit* となる——に由來する。そしてリツケルトは、現象がそれへと關係づけられる諸價值は、普遍、妥當なものとして規定し、價值哲學は「永遠の相下に」「價値の表」を書かんとする。⁵⁾然るにウェーバーに於ては「文化とは世界生起のない無限のうちから人間の立場に於て意味と意義を以て考え出された有限の一片であり」文化科學の先驗的前提——文化科學的認識が究極に於て結びつけられている特殊の主觀的前提——とは、「われ／＼が一定の、或は一般に何らかの『文化』を價値ありと認めることではなく、われ／＼が意識的に世界に對して態度をとり、且つ之に意味を與える能力と意志とを具えた文化人である。」(WL. S. 180)と云うことである。⁶⁾

それ故現實的境位に對する人間の關心の在り方は當然現實的様相の歴史的變化に於て異らざるを得ず、現在の境位の人間の諸意義の明確化のために本來要請せられるところの概念的補助手段の構成も、單に科學の實證性・合理性の向上という意に於ける前進の一途を辿るものでなく、現在の境位とそれに對決する問題意識の相貌によつて、變革されねばならぬ。ウェーバーはそれ故に「文化科學の領域に於て思惟の秩序的活動が、その時々々に辿る方向に對して、實踐的關心の最高價値が決定的意義を有する。」(WL. S. 155)ことを認め、「社會科學の領域に於ける最大の進歩は、實踐的文化諸問題の推移に sachlich に結びつき、概念構成の批判と云う形をとる。」(WL. S. 208)と云

うのである。

私は先にウェーバーの社會科學の四課題の聯關づけを試みて、その歸結として、ウェーバーの方法論的構想に於ける社會科學の歴史的科學性を指摘して置いた。今、ウェーバーの「文化意義」概念を問うことによつて「文化意義」の内容が「歴史の相下に」理解せられてゐることから來る歸結——現實に對して、人間が生々たる問題意識を失ふぬ限り、即ちウェーバーの意味に於ける文化人たる限りに於て、未來に展開しゆく現在の境位に提出される問題は歴史的に異り、従つて問の解決行としての社會科學的概念構成も歴史的に變化するという歸結の積極的主張に於て、ウェーバーの構想に於ける社會科學の高度の歴史的性格を見る。それは認識對象が歴史的事象であるのみならず、認識主體の歴史性の確認によつて、高度の歴史的性格を措定される。従つて、ウェーバーの現實把握のための諸概念構成を彼の問題意識と聯關して把握し、われ／＼の現實的境位えの問題意識に對決せしめることが、ウェーバー自身の方法論的構想に豫定されてゐると云はう。こゝでは、ウェーバーの問題意識把握えの一端として、第四節に引用した句を煩を厭わず再録しよう。「西洋の土壤の上に、そしてこゝにのみ、ともかくも——少くともわれ／＼はそう思いたがるのであるが——普遍的意義と妥當性を有する發展方向にあつた文化諸現象が出現したということは、如何なる諸事情の連鎖が然らしめたのであるか、という設問の下に、近代ヨーロッパ文化世界の子は、普遍的問題を不可避的に、そして正當にも取扱うであらう。」——この宗教社會學卷頭の句に、われ／＼は先に述べた形式的・方法論的規定としての「文化人」の、個性的風貌に於ける一の肉化を見るであらう。そして又こゝには、ウェーバーがその尖端に位する一定の西洋インテリゲンチヤの、一定歴史的境位に於ける問題意識の共通性、少くとも *Bewegungsgleiches* の豫定が明白に語られてゐる。ウェーバーの生きた境位と彼の問題意識の在り方——ウェー

バーのブルジョア民主主義的イデオロギーと聯關して)——を問うことは、彼の Einstellung に始發する諸概念構成の Tragweite の明快な理解に迄高まるとき、ウェーバーとは異つた問題意識を内包する者が、ウェーバーの諸概念構成とは異つた諸構成を形成する可能性を拓く。9)

註1) W.L. & F. N. 周知の通り、社會科學は文化科學より狹義であるが、ウェーバーに於ては可成り錯綜して用いられてゐる。

2) 歴史的個體・個性的理想型・カズイステイックの型の聯關の仕方及び因果歸屬との關係については詳論されねばならぬが、型の問題を殆んどとり上げ得ぬ本論に於ては他日を期する他ない。

3) (三)及び(四)の具體的因果聯關把握の課題に對して、「嘗かれざる」經驗的法則と共にカズイステイックも使用せられる。「社會學は、それで以て文化的に重要な諸現象の歴史的因果歸屬に役立ちうるか否かという觀點の下に、就中またその諸概念を形成し、法則を求める。」(W.L. S. 520; Wirtschaft und Gesellschaft, S. 9)

4) ウェーバーは文化科學的認識の究極的目標を法則定立に置く方法論的構想一般を自然主義的偏見と名付けている。(W.L. S. 113, 145, 195, 203) それは、社會科學的認識の始發點であり同時に歸選點である意識性の無視一般への批判である。ウェーバー社會學の歴史的性格については、ハンス・フライヤー「現實科學としての社會科學」(邦譯一七九—一九二頁)ウェーバーを歴史學派の非歴史性の超克者として歴史意識の立場から説いたものとして、山口教授「前掲書」三三—三七頁。

5) 例えば西南學派の祖ヴェインデルバント「永遠の相下下」(岩波文庫邦譯)就中 H. Rieker, Systeme der Philosophie. I に附された Schematische Übersichtstafel zur Gliederung des Systems der Werte und Güter.

6) 従つて、ウェーバーの頻繁に使用する「文化」「文化意識」等の概念が、所謂「文化主義」と何らの關係をもたぬ概念であることは明かである。

7) 「指導的觀點が使用される概念的補助手段の構成を規定するのであるが、探求者は勿論いつでも我々の思惟の規範に拘束さ

た。』(WL, 184)

8)

このことはウエーバーの政治論集や、Socialismus (1918) 等を素材としなければならぬであらう。ウエーバーの政治的立場については出口教授前掲書、大河内一男氏「ドイツ社会政策思想史」等の批判的論考、ヤスベルスの象徴的把握 K. Jaspers, Max Weber 邦譯、森昭氏「ドイツ的精神」等多くの文献をもち、又最近短いエッセイではあるが、可成り内面的に迫つたものとして清水幾太郎氏「職業としての政治」(マックス・ウエーバー研究Ⅰ所収)を得た。

ウエーバーに對してかゝる態度をとることは彼の「没價值性理論」に全く背反するといふプロテストを豫想するが、本節のウエーバー方法論の構想に對する敘述を以て一應の答としたい。

没價值性理論は、イデオロギーの背後にかくれて事實を歪曲せぬ、といふ意に於てこそ學ぶべきであり、ウエーバーの資本主義の宿命觀的把握を、ウエーバーよりも遙に淺薄化した現實感覺に於て縮小再生産し、「没價值性要請」を自己の政治的立場の曖昧性をかくす無花果の葉として使用することは嚴に戒めらるべきである。(これはウエーバーに多くのものを學ばんとする私自身の自戒である。)

9)

現在我國の社会科学界は、ウエーバー・ルネッサンスと云う言葉を産んだ程ウエーバー論が盛であり、ウエーバーの研究論文、批判・反批判の論稿が多く公にされている。本論が諸先輩から示唆を得た點及び異見を有する點は、草稿に於て脚註に略記したが、繁を避けて殆どすべて削つた。不悪お許しを乞ふ次第であり、それにも拘らず諸先輩から拙稿に對して批判をいたされれば幸甚之に過ぐるはない。